

令和5年度指導監査対象[社会福祉法人]

実施数 5法人

指摘件数 22件

【指摘の内訳】

□評議員・評議員会に関すること 3件

(主な内容)

評議員には、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」が含まれている必要があるが、候補者が該当する理由の説明が理事会でなされていない。

評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員または各役員と特殊な関係にないか等、確認する必要があるが、確認できていない者がいた。

評議員招集通知の日付が、日程等を決定した理事会開催日より前になっていた。

□理事・監事に関すること 4件

(主な内容)

理事・監事の選任において、定款どおりではなく候補者に対し一括して決議が行われている。

理事・監事の選任について、実際に理事会に参加できない者が名目的、慣例的に選任されていると見なされる。

理事には、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」として評議員会の決議等適正な手続により選任される者が含まれている必要があるが、その確認が行われていない。

監事には、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として評議員会の決議等適正な手続により選任される者が含まれている必要があるが、その確認が行われていない。

□審議状況に関すること 1件

(主な内容)

理事長及び業務執行理事が毎会計年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないが、執行状況の報告が確認できなかった。

□理事会の記録に関すること 2件

(主な内容)

理事会の議事録の署名人のうち、出席した監事のうち1名の署名が確認できなかった。

理事会の決議を省略した際、作成者ならびに理事長の署名または記名押印が行われ

ていなかった。

□情報開示に関すること 1件

(主な内容)

最新の役員名簿・定款がインターネットに公表されていない。

□資産管理の状況に関すること 2件

(主な内容)

定款上の基本財産のすべてについて登記簿謄本の備え置きがなかった。

土地貸借契約書の内容と事実と相違があった。

□会計管理に関すること 8件

(主な内容)

経理規程に定められた作成すべき会計帳簿の一部が作成されていない。

寄附金に係る台帳が整理されていない。

金融機関発行の残高証明書と財産目録の預金額が一致していない。

第1号基本金の財源を把握していないため、各号の基本金として適正に計上できているか確認できなかった。

予算と決算が乖離していることから、予算編成時において決算見込みの額を計上するなどし、予算と決算の乖離を防ぐこと。

経理規程が変更されているが、理事会議事録では理事会で変更を決議している旨が確認できなかった。

資金収支計算書について、理事会議事録には「別紙のとおり」と記述があるが、綴られていなかった。

補正予算と決算の決議が同時にされている。

□その他に関すること 1件

(主な内容)

公印使用时、使用者・管理者ともに施設長が行っていた。